

犬・猫の飼い方 マナーアップ

ペットを飼っている皆さん、
あなたのマナーは大丈夫ですか？

犬や猫などのペットの存在は私たちの心を癒してくれます。その一方、道路や公園、私有地などでフンの後始末をしなかったり、子犬や子猫が捨てられていたり、犬や猫に関する苦情が、毎年、市に多く寄せられています。

一部の人の心無い行動で、犬や猫が嫌われてしまいます。正しい飼い方を心がけ人とペットが共に快適に暮らせるようにしましょう。



環境政策課
☎(25) 8123

犬の登録と 狂犬病予防注射を しましょう

狂犬病予防法では生後91日以上の犬には「生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射」が義務付けられています。また、犬が死亡したり、飼い主や住所が変わったりした場合は、犬の登録事項の変更届を環境政策課まで提出してください。

放し飼いは やめましょう

犬の放し飼いは、人や犬を脅かしたり、かみついてケガをさせることもあり、大変危険です。責任は飼い主にかかってきます。犬は、ひもでつながざらぬなどし、放し飼いは絶対にしないでください。また、散歩をするときも必ずリードを使用してください。交通事故などから犬を護ることも飼い主の責任です。

フンの始末は、 飼い主の責任で

犬の散歩は、フンがつき物です。必ずシヨベルやビニール袋などを用意し、飼い主が責任をもって始末してください。フンは、臭いがないように密閉し、燃えるごみとして処理してください。

ムダ吠えを なくしましょう

「犬は吠えるもの」と決めつけていませんか？ 犬が吠えるのは原因があります。どうして吠えているのか考えてみましょう。原因がわかればムダ吠えを減らすことができます。

犬が吠えるとき

- ・ 食事がほしい・運動不足
- ・ 発情期
- ・ 飼い主が留守でさびしい
- ・ 退屈している
- ・ 知らない人間に対する警戒

自分の犬がどんなときに吠えているのか見きわめ、飼育環境の改善が必要です。また、日頃から近所とのコミュニケーションを図り、トラブルの防止に努めましょう。

不妊手術をしましょう

生まれる命に責任が持てないのなら、産まないような措置をしなければなりません。不妊去勢手術をすることで、オスの子もメスの子も繁殖に関するストレスから解放してあげることができます。また、交尾でうつる病気、生殖器の病気、性ホルモンの影響による病気のリスクを少なくすることができます。

所有者を 明示しましょう

迷子になった犬、猫は、ご近所の方に保護される場合が多くあります。保護先から連絡がとれるよう、飼い主の氏名、電話番号などの連絡先を記した名札(迷子札)を装着するようにしてください。

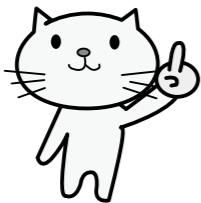
(犬は鑑札と注射済票を装着することが義務づけられています。)

ペットを飼っている方は、飼い主としてのマナーを守り、ペットが近所の迷惑にならないよう心がけましょう。

屋内で飼いまじょう



猫を家庭で飼育する場合、周辺の生活環境の保全に努め、フンや尿、毛などで公共の場所や他人の土地、建物などを汚さないようにしなければなりません。人に迷惑をかけることのないように、猫は家の中で飼ってください。

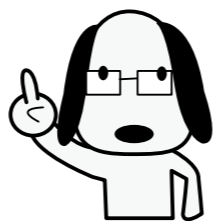


動物を飼う前に・・・

動物を飼うということは、その命を自分が預かるということです。飼ってから「こんなはずではなかった」と動物を投げだすことはできません。飼う前に次のことを考えてみてください。

- ペットを飼える住まいですか。引越しや転勤の予定はありませんか。
- あなたの飼いたいペットは、あなたのライフスタイルに合っていますか。
- 一緒に住んでいる家族全員がペットを飼うことに賛成していますか。
- 家族の中に動物アレルギーをもっている人はいませんか。

- 毎日欠かさず、動物の世話をする時間と手間をとることができるか。
- あなたの体力で世話ができるペットですか。
- 近隣に迷惑がからないよう配慮できますか。
- ペットの一生にかかる費用を考えてみましたか。
- 生涯にわたる計画を考えてみましたか。
- 万一飼えなくなったときのことを考えていますか。



どうしてもペットを 飼い続けられない場合

ペットを死ぬまで飼育することは飼い主の責任です。安易な気持ちで動物を飼わず、飼うなら最後まで責任を持ちましょう。

どうしても飼育を継続することができない場合は、新たな飼い主を探しましょう。もし、動物の引き取りを希望される場合は滋賀県動物保護管理センターまたは高島保健所にお問い合わせください。

- 引き取り手数料 (一頭につき)
- 成犬・成猫 2,000円
- 子犬・子猫 500円

引き取り日時は機関によって異なりますので、事前にご相談ください。

- ☎ 高島保健所 (22) 3552
- ☎ 滋賀県動物保護管理センター 0748 (75) 1911

「子犬や子猫が生まれ譲渡先を探したが見つからない」「よく鳴く、咬みつくなどしつけに困っている」などの理由で、引き取り依頼を考えている場合は、譲渡先の支援や、しつけ方のアドバイスを行いますので、滋賀県動物保護管理センターまでご相談ください。